

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う  
 実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
 長通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
障発0330第16号	障発0330第16号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
一部改正障発0329第20号	一部改正障発0329第20号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
一部改正障発0930第2号	一部改正障発0930第2号
平成25年9月30日	平成25年9月30日
一部改正障発1226第4号	一部改正障発1226第4号
平成26年12月26日	平成26年12月26日
一部改正障発0331第26号	一部改正障発0331第26号
平成27年3月31日	平成27年3月31日
一部改正障発0330第12号	一部改正障発0330第12号
平成28年3月30日	平成28年3月30日
一部改正障発0331第17号	一部改正障発0331第17号
平成29年3月31日	平成29年3月31日
一部改正障発0330第5号	一部改正障発0330第5号
平成30年3月30日	平成30年3月30日
一部改正障発0327第31号	一部改正障発0327第31号
平成31年3月27日	平成31年3月27日
<u>一部</u> 改正障発0330第3号	最終改正障発0330第3号
令和3年3月30日	令和3年3月30日
<u>最終改正障発0331第5号</u>	

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>令和4年3月31日</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底</p>

改正後	現行
<p>を図られたい。</p> <p>なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 届出手続の運用 (略)</p> <p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 通則 (略)</p> <p>2 障害児通所給付費等  (1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費  ① 放課後等デイサービス給付費の区分  放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定</p>	<p>を図られたい。</p> <p>なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 届出手続の運用 (略)</p> <p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 通則 (略)</p> <p>2 障害児通所給付費等  (1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費  ① 放課後等デイサービス給付費の区分  放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定</p>

改正後	現行
<p>することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>なお、障害児の医療的ケア区分等により、算定する単位が(1)から(4)又は(一)から(四)に分かれるが、当該取扱いは1の(4の2)を参照すること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1のイ(1)及びロを算定する場合 ア～イ (略)</p> <p>(一の二) (略)</p> <p>(二) 通所報酬告示第3の1のハを算定する場合 ア 就学児が重症心身障害児であること。 イ 指定通所基準第六十六条第<u>四</u>項の基準を満たしていること。</p> <p>(二の二)～(四) (略)</p> <p>②～⑱ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費 ①～⑫ (略)</p> <p>⑬ 地域移行加算の取扱い (一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると</p>	<p>することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>なお、障害児の医療的ケア区分等により、算定する単位が(1)から(4)又は(一)から(四)に分かれるが、当該取扱いは1の(4の2)を参照すること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1のイ(1)を算定する場合 ア～イ (略)</p> <p>(一の二) (略)</p> <p>(二) 通所報酬告示第3の1のハを算定する場合 ア 就学児が重症心身障害児であること。 イ 指定通所基準第六十六条第<u>三</u>項の基準を満たしていること。</p> <p>(二の二)～(四) (略)</p> <p>②～⑱ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費 ①～⑫ (略)</p> <p>⑬ 地域移行加算の取扱い (一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると</p>

改正後	現行
<p>見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>なお、令和6年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できるととする。</p> <p>（二）～（六）（略）</p> <p>⑭～⑱（略）</p> <p>（2）医療型障害児入所施設給付費（略）</p> <p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項（略）</p>	<p>見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>なお、令和4年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できるととする。</p> <p>（二）～（六）（略）</p> <p>⑭～⑱（略）</p> <p>（2）医療型障害児入所施設給付費（略）</p> <p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項（略）</p>